○環境省令第五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、自然公園法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十四日

環境大臣　山口　壮

自然公園法施行規則の一部を改正する省令

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
目次 第一章　公園計画（第一条） 第一章の二　公園事業（第一条の二―第九条の十一） 第二章　保護及び利用（第九条の十二―第十五条の三） 第三章　生態系維持回復事業（第十五条の四―第十五条の九） 第三章の二　質の高い自然体験活動の促進のための措置（第十五条の十―第十五条の十四） 第四章　風景地保護協定及び公園管理団体（第十五条の十五―第十五条の十九） 第五章　雑則（第十六条―第二十条） 附則	目次 （新設） 第一章　公園事業（第一条―第九条） 第二章　保護及び利用（第九条の二―第十五条の三） 第三章　生態系維持回復事業（第十五条の四―第十五条の九） （新設） 第四章　風景地保護協定及び公園管理団体（第十五条の十―第十五条の十三） 第五章　雑則（第十六条―第二十条） 附則 （新設）
第一章　公園計画 **第一条**　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。）第八条の二第一項及び第三項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げる事項を記載した書面とする。 一　法第八条の二第一項又は第三項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会（法第十六条の二第一項、第十六条の七第一項、第四十二条の二第一項又は第四十二条の三第一項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）を組織した市町村又は都道府県 二　提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称 三　提案の理由 2　環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更又は公園計画の変更に係る申出に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る国立公園若しくは国定公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。 **第一章の二**　公園事業 （公園事業の決定等の提案に係る添付書類） **第一条の二**　法第九条の二第一項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。 一　次に掲げる事項を記載した書面 イ　法第九条の二第一項の規定による提案（以下この項及び次項において「提案」という。）を行う協議会を組織した市町村又は都道府県	（新設） **第一章**　公園事業